

## 議案第119号

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区体育施設の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

### 記

#### 1 施設の名称

葛飾区奥戸総合スポーツセンター、葛飾区水元総合スポーツセンター、葛飾区東金町運動場、葛飾区渋江公園テニスコート、葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコート、葛飾区小菅西公園フットサル場、葛飾区上千葉公園運動場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場、葛飾区柴又少年ソフトボール場、葛飾区柴又ソフトボール場、葛飾区柴又野球場、葛飾区柴又球技場、葛飾区柴又少年野球場、葛飾区第二柴又野球場、葛飾区荒川小菅球技場、葛飾区荒川小菅少年野球場、葛飾区荒川小菅野球場、葛飾区堀切橋フットサル場、葛飾区堀切橋少年硬式野球場、葛飾区堀切橋少年野球場、葛飾区堀切橋少年ソフトボール場、葛飾区四つ木橋球技場、葛飾区四つ木橋野球場、葛飾区木根川橋野球場、葛飾区木根川橋少年野球場、葛飾区木根川橋球技場、葛飾区金町公園プール、葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場、葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場、葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場、葛飾区堀切橋駐車広場、葛飾区木根川橋駐車広場、葛飾区第二柴又駐車広場

#### 2 指定管理者の名称等

東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 内 木 場 浩 二

構成員

東京都新宿区新宿四丁目 2 番 10 号 第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役社長 藤 代 弘

### 3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで